

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。  
国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

## 見守り 新鮮情報

第118号

A社から**アフガニスタン**通貨に関する**パンフレット**が届いた数日後、B社から電話があり「A社の資料が届いたか？**自分達の代わりに**その通貨を買ってほしい。お礼を含めて**高く買い取る**」と言われた。パンフレットの内容もよくわからないため断り続けてい

たが、**電話を切ってくれない**ので「買い取ってくれるなら」と思い、A社に電話で申し込み、**130万円**を振り込んだ。その後B社から「**もっと買って**」という電話が何度もあり「もうお金がない」と答えると「**生命保険を解約しろ**」「**裁判にする**」「**お金を取り立てにいく**」と**脅されてとても怖かった**。もう関わりたくない。(70歳代 女性)



## アフガニスタン通貨の買い取り話に注意!

### ひとこと助言

きっぱり断って!



見守るくん

- 「外国通貨を買った額より高値で買い取る」と持ちかける手口です。過去にイラク、スーダン通貨の事例を紹介しましたが、最近、アフガニスタン通貨に関する相談が寄せられています。
- 勧誘時には「通貨を買うことで貨幣価値が上がり、アフガニスタン復興の支援になる」「資源豊富な国で、政情も安定してきたので必ず価値が上がる」などというセールストークが使われています。
- このような手口で実際に買い取りが行われたケースは一件も確認されていません。またアフガニスタンの通貨は日本の銀行では取り扱いがなく、国内で日本円にすることは極めて困難です。
- おかしいと思ったら、お金を支払う前に必ずお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。